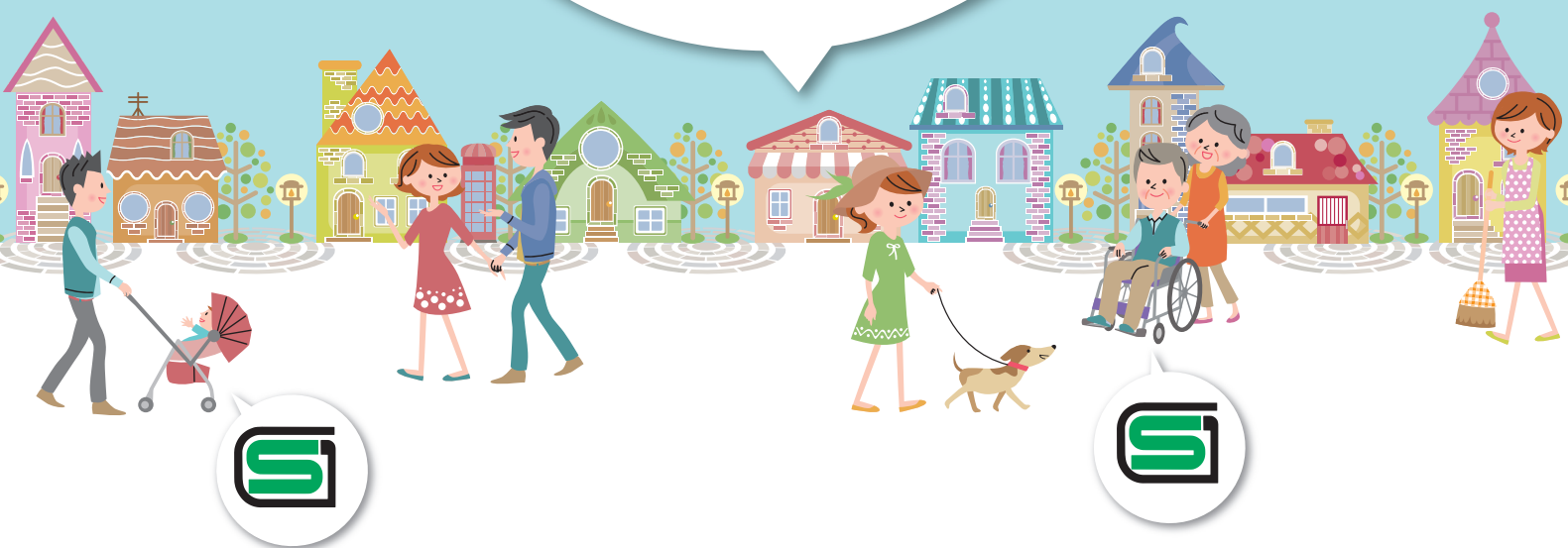


安全の確かな目印



SGマーク



Consumer Product Safety Association
一般財団法人 製品安全協会

一般財団法人 製品安全協会とは

1973年10月、「消費生活用製品安全法」（以下、「消安法」と言う。）に基づき、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るために消費生活用製品の安全性の確保に関する業務を行うとともに、消費生活用製品によって生じた損害のてん補を円滑に実施するための業務を行うことを目的として通商産業省（現経済産業省）所管の特別認可法人として設立されました。

2000年12月1日、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律」の制定により、「消安法」が改正されたことに伴い、財団法人製品安全協会となりました（組織変更）。

2012年4月1日、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき一般財団法人になりました。

SGマーク

SGマークは、Safe Goods（安全な製品）の略称で、当協会の登録商標*です。

構造・材質・使い方などからみて、生命または身体に対して危害を与えるおそれのある製品について、安全な製品として必要なことなどを決めた基準を当協会が定め、この基準に適合したものとして認証された製品にのみ表示されます。（自己適合宣言ではSGマークの表示はできません。）

※SGマークは、「製品に対する認証に係る商標」として登録されています。

一般財団法人 製品安全協会の業務

当協会は、消費者が日常使用する製品の欠陥による事故を未然に防ぎ、安全性の高い製品を提供し、消費者の利益を保護するために次の業務を行っています。

製品の安全性に関するSG基準の作成	消費生活用製品の安全性品質・使用上の注意事項等に関するSG基準を作成しています。（4ページ以降の対象製品一覧をご参照ください。）
SG基準に基づく安全性の認証及びSGマークの表示	基準に基づく製品の審査・検査・試験を実施し、認証済製品のみ、SGマークを表示しています。
SGマーク付き製品の欠陥による人身事故に対する賠償措置	SGマークを表示した製品の欠陥による人身事故に対する円滑な賠償措置を実施しています。
製品の安全性に関する試験・検査、調査・研究並びに情報・資料の収集及び提供	消費生活用製品の安全性の確保のため、各種の調査・研究を実施しています。また、ニュースレターの発行、ウェブサイトの活用等により、情報の提供を行っています。
製品の安全性向上に関する啓発及び広報	消費者に消費生活用製品の安全性および『SGマーク制度』を広くPRするために、リーフレット、DVDなどを作製して配布するとともに、関連団体主催の展示会等に出席参加しています。
製品事故に関する紛争処理等	消費生活用製品の安全性や欠陥、品質等に関する相談、苦情への対応、企業と消費者との間の相対交渉による解決が困難な事案についての調停を中立、公正な立場で行っています。
製品の安全性向上に関する国内外の機関との連携	「貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT協定）」に基づき、SG基準等の作業計画の公表や原案の提示を行っています。またSG基準の作成に当たっては、ISO等の国際規格をはじめ海外の諸規格との整合を図っています。

SGマーク付き製品が 街へ出ていくまでの仕組

SGマークが表示されて市場に出回るには当協会が作成した基準に適合したものとして認証される必要があります。当協会は、製造者等からの申請により、次の2つの方式に認証を行い、SGマークの表示を行うことができます。

①工場等登録・型式確認では、継続して基準に適合する製品を製造する能力があるかどうかの審査を受ける必要があります。②ロット認証では、当協会が指定した下記の検査機関が行う検査を受ける必要があります。

1 工場等登録・型式確認 (窓口:一般財団法人 製品安全協会)



2 ロット認証 (窓口:委託検査機関)



SGマーク付き製品のフォローアップ

当協会は、SGマーク付き製品が市場に出回った後も、登録工場に対する事後調査およびSGマーク付き製品の試買検査等を実施して、絶えず基準適合性の確認を行っています。これらを通じて不適合に通じる業務方法が認められるときは改善指導を行っています。

特定製品へのSGマーク制度の活用

SGマーク制度を活用することによって、「消安法」に定める特定製品の製造又は輸入を行う事業者に求められている基準適合義務、自主検査及び検査記録の作成、損害賠償措置の基準適合義務履行をサポートしています。

●委託検査機関 最新の情報は、当協会ウェブサイト<http://www.sg-mark.org>等で確認してください。

国内

一般財団法人 日本車両検査協会
一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター
一般財団法人 日本文化用品安全試験所
一般財団法人 日用金属製品検査センター
一般財団法人 化学研究評価機構
一般財団法人 化学物質評価研究機構
一般社団法人 軽金属製品協会
一般財団法人 日本食品分析センター
一般財団法人 カケンテストセンター

一般財団法人 ボーケン品質評価機構
一般財団法人 自転車産業振興協会
一般財団法人 電気安全環境研究所
一般社団法人 日本福祉用具評価センター
株式会社UL Japan
ビューローベリタスジャパン株式会社

海外

TÜV Rheinland LGA Products GmbH
TÜV SÜD Product Service GmbH
韓国建設生活環境試験研究院
江蘇檢驗檢疫自行車檢測中心
昆山產品安全檢驗所
寧波中盛產品檢測有限公司
東莞標檢產品檢測有限公司 など

SGマーク被害者救済制度

SGマーク被害者救済制度とは

当協会は、SGマーク付き製品の欠陥により、人身事故が生じた場合に備えて、損害保険会社と生産物賠償責任保険契約を結んでいます。そして、SGマーク付き製品の欠陥により、人身損害が生じたと認められる場合、事故原因、被害の程度などに応じて、賠償措置を実施します。被害者一人当たりの賠償額の最高限度額は、1億円です。

損害賠償についての要件は

SGマーク付き製品による人身事故については、当協会が次の3点について調査・検討したうえ、SGマーク付き製品の欠陥によって生じたと認められる場合に、実際に被った損害の範囲で確実かつ迅速に賠償措置を実施します。

- ① SGマーク付き製品に欠陥があったかどうか。
- ② 人身損害が、SGマーク付き製品によって生じたかどうか。
- ③ 人身損害とSGマーク付き製品の欠陥に因果関係があるかどうか。

賠償についてのご注意

SGマーク被害者救済制度は、SGマーク付き製品の欠陥によって傷害などの身体的な損害（人的損害）について賠償する制度です。この制度は、故障したSGマーク付き製品を賠償するものではなく、また、SGマーク付き製品の欠陥によって他の物に生じた損害（物的損害）を賠償するものでもありません。

●お願い

事故のあったSGマーク付き製品、その他の証拠品などは当協会から別途ご連絡するまでそのままの状態でご保存してください。

製品の欠陥によって事故が起きた場合は

賠償措置手続きは以下のとおりです。

- 1 事故が起きたら、すぐに当協会へご連絡ください。
・ 担当者が、事故の状況、被害の程度等を詳しくお伺いします。
フリーダイヤル
0120-11-5457 受付時刻10:00-12:00、13:00-16:00
土・日・祝は休み
・ 公衆電話や携帯電話からつながないことがあります。
・ その際には、**03-5808-3303**へお電話ください。
- 2 ご連絡後、当協会から送付される事故発生届や事故品を提出していただきます。（原則として60日以内）
- 3 事故品に欠陥があったかどうかの判断をするために必要な調査や試験を行います。
- 4 上記の申出内容や調査結果を検討して、賠償措置を実施するかどうかを決定して通知いたします。
- 5 賠償措置を実施することになったときは、賠償措置実施請求書及び損害を立証する資料等を提出していただき、損害額の算定等を行って示談を行うことになります。

取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を

- SGマーク付き製品は安全性が高く、安心してお使いいただける物ですが、これらの製品も、使い方を誤ると思わぬ事故につながる場合があります。
- 製品に添付されている取扱説明書をよく読んで、製品の使用目的に合った正しい使い方をするのが、事故を防ぐ大きな要素です。
- 製品に添付されている取扱説明書は、必ずよく読んでから保管してください。

SGマークの認証対象製品

- ・ 主なSGマークの認証対象製品は次ページ以降の一覧のとおりです。
- ・ このうち、「消安法」に基づく特定製品は、☆印のついた「特別特定製品」及び※印のついた「特別特定製品以外の特定製品」の7品目です。
- ・ 各製品ごとに記載されている事項は、SG基準で規定している主な事項です。
- ・ 品目等の変更や基準の内容は、当協会ウェブサイト <http://www.sg-mark.org> 等で確認してください。

製品に表示されているSGマーク

<登録商標>



乳 幼 児 用 品

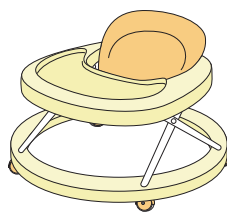
ベビーカー

折り畳み機構などに指をはさみこまない構造や各部の強度、耐久性を規定しています。



歩行器

段差などで倒れにくい構造や各部の強度を規定しています。



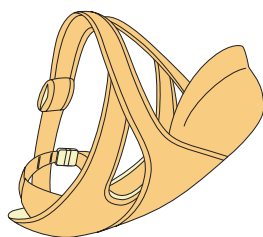
☆乳幼児用ベッド

乳幼児が乗り越えにくい構造や各部の強度を規定しています。



抱っこひも

乳幼児の身体が容易に落下しない構造や各部の強度を規定しています。



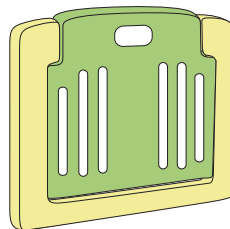
パイプ式子守具

乳幼児の身体を確実に保持できる構造や各部の強度を規定しています。



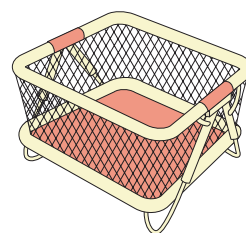
乳幼児用移動防止さく

乳幼児が乗り越えにくい構造や各部の強度を規定しています。



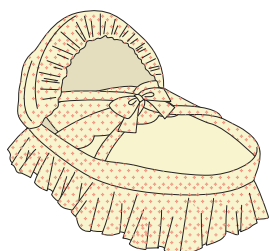
プレイペン

乳幼児が乗り越えにくい構造や各部の強度を規定しています。



クーハン

取っ手の強度を規定しています。



乳幼児用ハイローラック

使用時の安定性や座面の強度を規定しています。



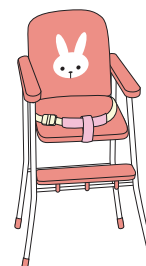
乳幼児用揺動シート

揺動部分の耐久性や使用時の安定性を規定しています。



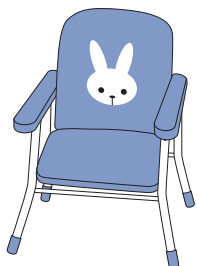
乳幼児用ハイチェア

使用時の安定性や座面の強度を規定しています。



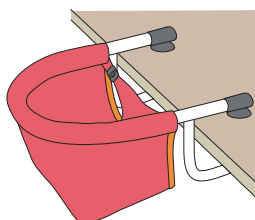
乳幼児用いす

使用時の安定性や座面の強度を規定しています。



乳幼児用テーブル取付け式座席

テーブルから落下しにくい構造や座面の強度を規定しています。



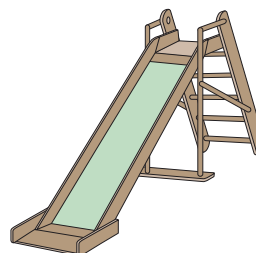
ぶらんこ

身体の挟まりにくい構造や各部の強度、安定性を規定しています。



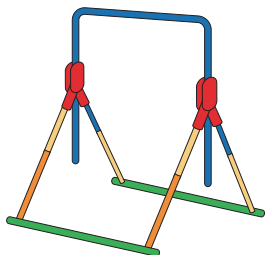
すべり台

衣服が引っかかりにくい構造や各部の強度、安定性を規定しています。



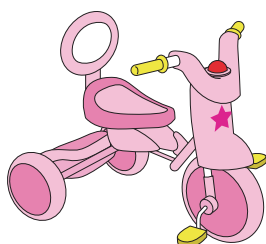
幼児用鉄棒

使用時の安定性や各部の強度を規定しています。



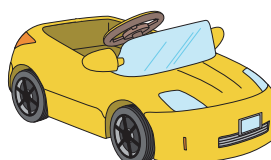
幼児用三輪車

使用時の安定性や各部の強度を規定しています。



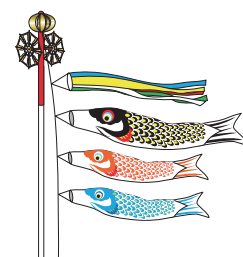
足踏式自動車

使用時の安定性や各部の強度を規定しています。



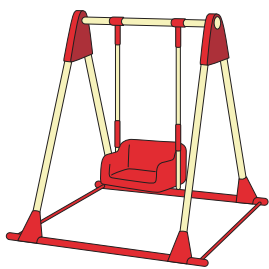
こいのぼり用繰り出し式ポール

絶縁構造や強度を規定しています。



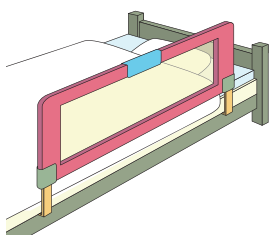
一人乗り用ぶらんこ

身体の挟まりにくい構造や各部の強度、安定性を規定しています。



幼児用ベッドガード

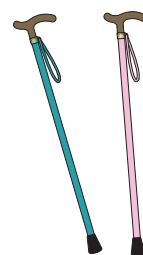
ベッドへの取付け性やガードの強度を規定しています。



福祉用品

棒状つえ

グリップの取付け強度やつえ先ゴムのすべり抵抗を規定しています。



シルバーカー

主として高齢者が使用するための安定性や各部の強度を規定しています。



手動車いす

走行耐久性や各部の強度、耐久性を規定しています。



歩行車 (ロレータ及びウォーキングテーブル)

身体を支持するための安定性や各部の強度を規定しています。



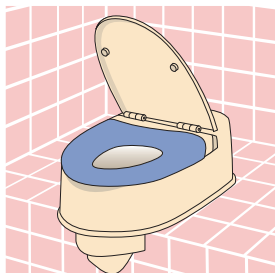
電動介護用ベッド

指等を挟みにくい構造や各部の強度を規定しています。



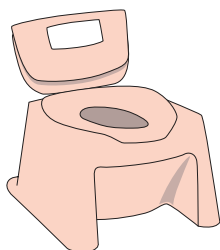
簡易腰掛け便座

立ち座り時の安定性や各部の強度を規定しています。



ポータブルトイレ

立ち座り時の安定性や各部の強度を規定しています。



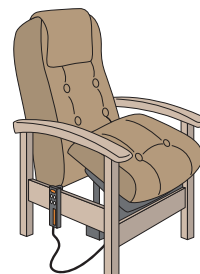
入浴用いす

立ち座り時の安定性や各部の強度、脚端部のすべり抵抗を規定しています。



電動立上り補助いす

身体の挟まりにくい構造や各部の強度、安定性を規定しています。



家具 家庭用品

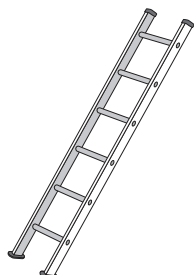
住宅用金属製脚立

支柱や踏さんの強度や脚端部の摩擦抵抗、踏みさんの間隔を規定しています。



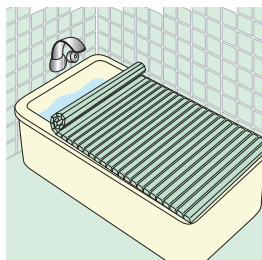
住宅用金属製はしご

支柱や踏さんの強度や脚端部の摩擦抵抗、踏みさんの間隔を規定しています。



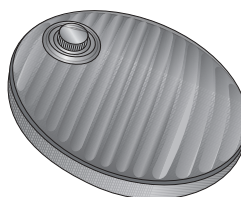
プラスチック浴そうふた

曲げ剛性やすべり抵抗を規定しています。



ゆたんぼ

気密性や各部強度を規定しています。



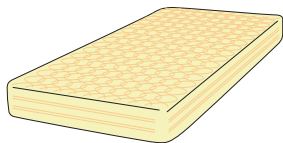
ショッピングカート

ハンドルの強度や階段での落下強度を規定しています。



住宅用スプリングマットレス

燃焼特性や臭気を規定しています。



二段ベッド

部材間のすき間やはしごの強度を規定しています。



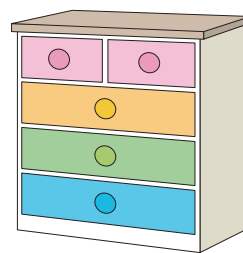
食器棚

側方耐荷重性や安定性、部品の強度を規定しています。



育児用たんす

側方耐荷重性や安定性、部品の強度を規定しています。



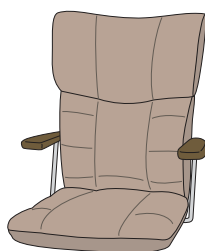
レンジ台付収納庫

耐荷重性、安定性及び引出し強度を規定しています。



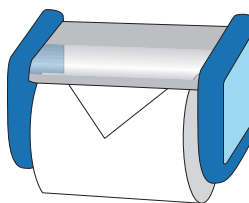
座いす

傷害防止のための構造や各部の強度、材料を規定しています。



トイレトーパーホルダー

傷害防止構造や操作性、各部の強度を規定しています。



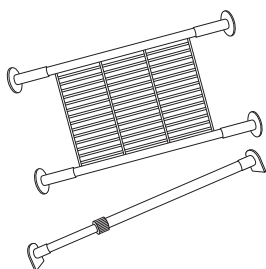
粘着フック

壁面への保持力、耐衝撃性を規定しています。



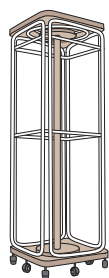
圧着式簡易棚及び棒

剛性及び圧着力を規定しています。



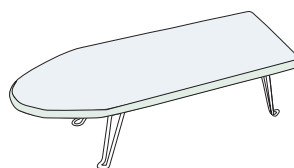
回転ハンガー

耐偏荷重や耐水平荷重の強度、安定性を規定しています。



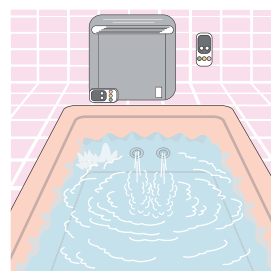
家庭用アイロン台

耐荷重や付属品の強度、安定性を規定しています。



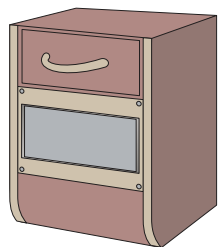
☆浴槽用温水循環器

吸込力を規定しています。



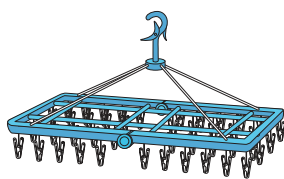
郵便受箱

傷害防止構造や各部の強度、耐漏水性を規定しています。



家庭用簡易物干し

耐荷重性、安定性及びピンチの耐劣化性を規定しています。



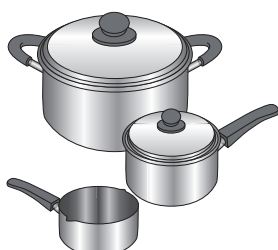
台所用品

※家庭用の圧力なべ及び圧力がま
圧力調整装置の性能や耐圧強度を規定
しています。



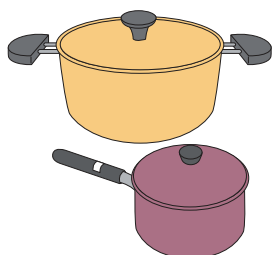
金属板製なべ

本体や取っ手の構造、安定性、取っ手の耐久性を規定しています。



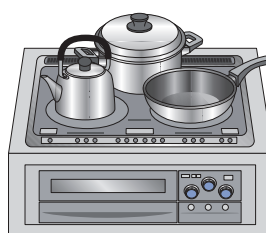
アルミニウム板製なべ

本体や取っ手の構造、安定性、取っ手の耐久性を規定しています。



クッキングヒータ用調理器具

加熱による底の湾曲量や取っ手の強度を規定しています。



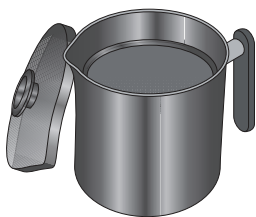
かん切り

切り刃や引っ掛けつめの形状や耐荷重、切り粉を規定しています。



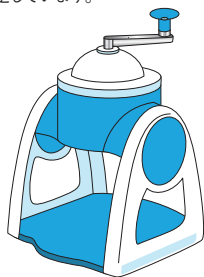
油こし器

油漏れや安定性、耐熱性を規定しています。



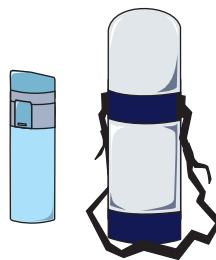
家庭用氷かき器

刃の硬度や本体とのすき間、転倒強度を規定しています。



保温ボトル

耐衝撃性や振動による湯漏れ・水漏れ性能を規定しています。



スポーツ レジャー 用 品

野球及びソフトボール用 ヘルメット

ボールが頭部に当たったときの衝撃吸収性を規定しています。



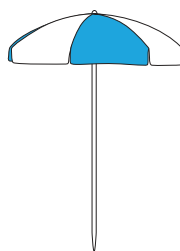
水中マスク

透視部の強度を規定しています。



ビーチパラソル

安全性を考慮した形状や構造を規定しています。



非木製バット

曲げ強度、打球部の圧縮強度を規定しています。また、硬式野球用金属製バットは打撃時の音響をも規定しています。



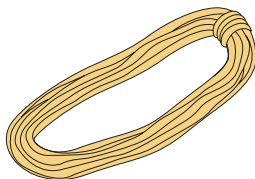
シューズ系ホイール付き走行ギア

各部の強度や走行耐久性を規定しています。



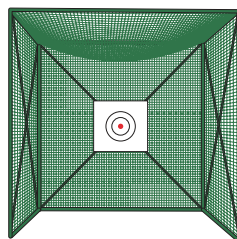
※登山用ロープ

引っ張り強度や伸びを規定しています。



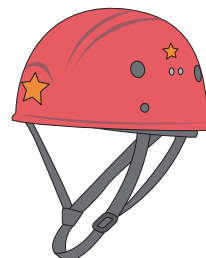
ゴルフ練習用ネット

フレームやネットの強度、安定性を規定しています。



登山用ヘルメット

落下物に対する衝撃吸収性を規定しています。



捕用手マスク

ボールが顔面に当たったときの衝撃吸収性を規定しています。



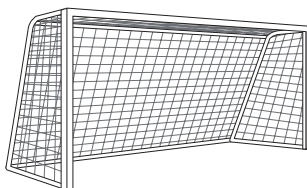
バドミントンラケット

グリップとフレーム間のねじり強度を規定しています。



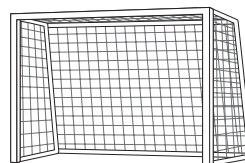
サッカーゴール(移動式)

クロスバーやネット装着具の強度、安定性を規定しています。



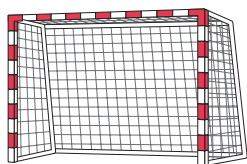
フットサルゴール(移動式)

クロスバーやネット装着具の強度、安定性を規定しています。



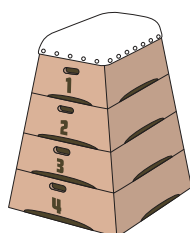
ハンドボールゴール(屋外用)

クロスバーやネット装着具の強度を規定しています。



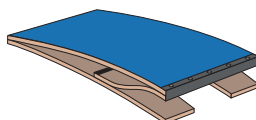
とび箱

妻板の傾斜角、頭部の弾性、各部の強度を規定しています。



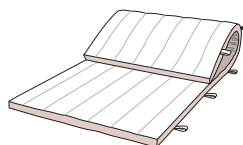
とび箱用踏切板

弾性や各部の強度を規定しています。



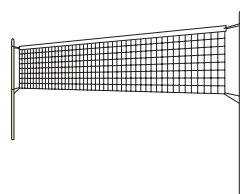
一般運動用マット

着地面の摩擦係数や弾性を規定しています。



バレーボール支柱

ネットを張った際の強度を規定しています。



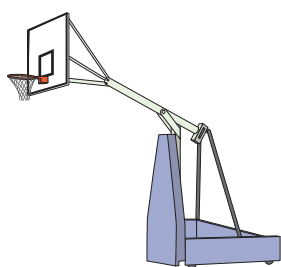
野球及びソフトボール用 捕手ヘルメット

ボールが頭部に当たったときの衝撃吸収性を規定しています。



バスケット台(移動式)

安定性や耐荷重性を規定しています。



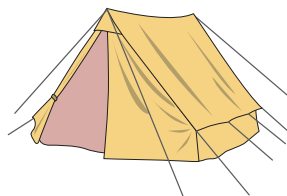
ゴルフクラブ用シャフト ゴルフクラブ

シャフトのねじり強度、曲げ強度を規定しています。また、ゴルフクラブでは、ヘッド取付部のねじり強度、ヘッド取付部の曲げ強度も規定しています。



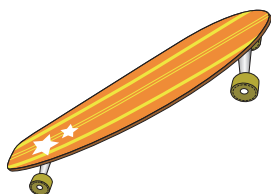
キャンプ用テント

ポールや生地強度を規定しています。



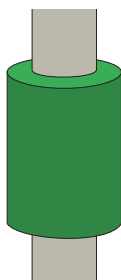
ボード系ホイール付き 走行ギア

各部の強度や走行耐久性を規定しています。



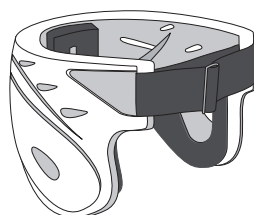
体育運動用緩衝パッド

外部からの衝撃に対する衝撃吸収性を規定しています。



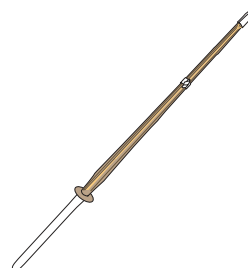
野球投手用ヘッドギア

ボールが頭部に当たったときの衝撃吸収性を規定しています。



竹刀

先端径やせん断強度を規定しています。



剣道具

面：横金の物見間隔や竹刀先端の貫通防止、衝撃吸収性、胴：衝撃曲げ強度を規定しています。



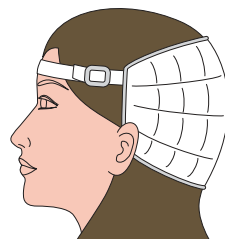
雪上レジャー用ヘルメット

転倒時の頭部への衝撃吸収性を規定しています。



雪上レジャー用ヘッドギア

転倒時の頭部への衝撃吸収性を規定しています。



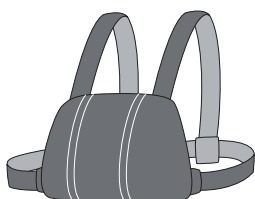
トレッキング用ポール

グリップやバスキットの取付強度やシャフトの耐圧縮力を規定しています。



野球及びソフトボール用 胸部保護パッド

保護範囲及びボールが胸部に当たったときの衝撃吸収性を規定しています。



卓球台

折り畳み時の安定性、脚部の倒れ防止、天板の耐荷重性、キャスターの走行性を規定しています。



ウォーキングスポーツ用ポール

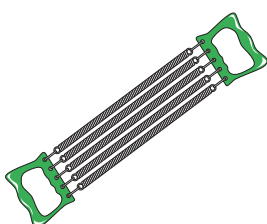
グリップの取付強度やシャフトの耐圧縮力を規定しています。



家庭用 フィットネス 用品

エキスパンダ

各部の強度やスプリングの耐久性を規定しています。



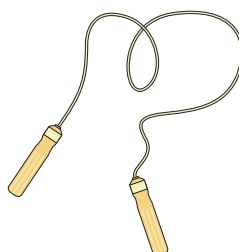
ぶらさがり器具

フレームの強度や安定性を規定しています。



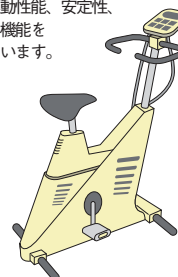
とびなわ

握り取り付け部の耐久性を規定しています。



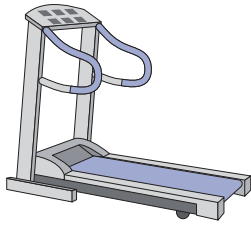
家庭用自転車エルゴメータ

駆動部(可動部)のすき間、ペダル部・サドル部・ハンドル部の強度、ベルトの駆動性能、安定性、電気的な機能を規定しています。



家庭用トレッドミル

駆動部（可動部）のすき間、歩行・走行面や枠部の強度、ベルトの駆動性能、安定性、電気的な機能を規定しています。



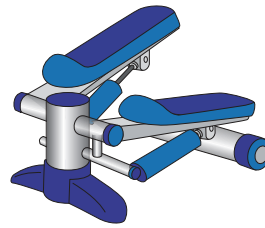
筋力トレーニング器具

可動部のすき間、負荷伝達部の外れ止め、ベンチ部や作用力が加わる部分の強度、外表面温度を規定しています。



ステッパ

可動部のすき間、ステップの滑り止め、ステップの強度、外表面温度を規定しています。



自転車用品

自転車

主要部品の性能やフレーム強度、ブレーキ性能、走行性を規定しています。



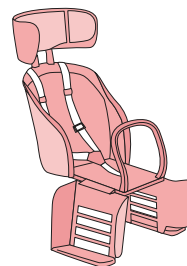
自転車用・電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット

転倒時にご紐が脱落しないことや頭部への衝撃吸収性を規定しています。



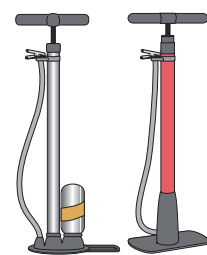
自転車用幼児座席

各部の強度や材料の耐経年劣化性を規定しています。



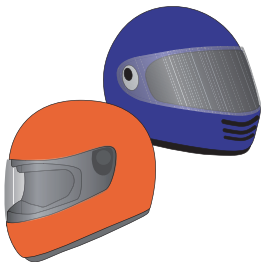
自転車用空気ポンプ

シリンダの耐圧性能や各部の強度、耐久性を規定しています。



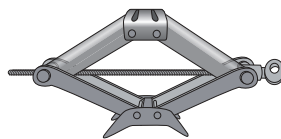
※乗車用ヘルメット

頭部を保護するための衝撃吸収性や耐貫通性を規定しています。



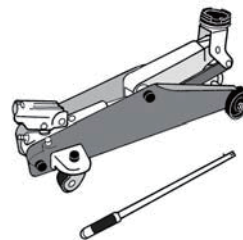
自動車用携行ジャッキ

耐荷重性や油漏れ性能を規定しています。



自動車用油圧式ガレージジャッキ

耐荷重性や油漏れ性能、負荷作動性能を規定しています。



自動車用ウィンドウワッシャー液

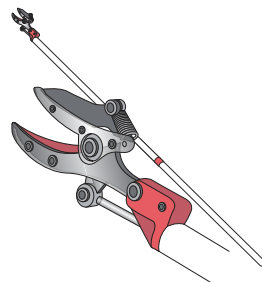
洗浄性や凍結温度を規定しています。



その他

高枝ばさみ

耐荷重性や採取部の保持力を規定しています。



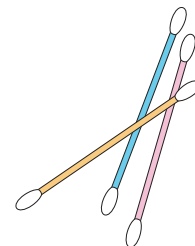
学童用かさ

学童が安全に使用する上での構造や耐漏水性、各部の強度、耐久性を規定しています。



綿棒

接着強度や軸の強度、ホルムアルデヒドの非検出を規定しています。



（マークはパッケージに表示されています。）

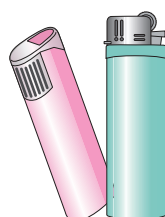
店舗用ショッピングカート

フレームの耐荷重性、耐衝撃性、指はさみ防止（幼児座席のあるもの）を規定しています。



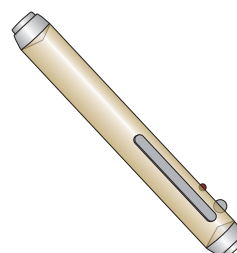
☆ライター

炎の高さや幼児が容易に点火しにくい構造、耐圧強度を規定しています。



☆携帯用レーザー応用装置

レーザー出力の大きさを規定しています。



家庭園芸用噴霧器

握りの強度やタンクの耐薬品性を規定しています。

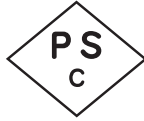


特定製品[PSCマーク]

消費生活用製品の中で、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できず、マークのない危険な製品が市中に回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。これらの規制対象品目は、自己確認が義務付けられている特定製品とその中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている特別特定製品があります。(経済産業省ウェブサイトより抜粋)

(注)PSはProduct Safety (製品安全)、CはConsumer(消費者、消費生活)の略。

表. 当協会のSGマーク制度と併用できる特定製品

特定製品		マーク
特別特定製品	・乳幼児用ベッド ・携帯用レーザー応用装置 ・浴槽用温水循環器 ・ライター	
特別特定製品以外の特定製品	・家庭用の圧力なべ及び圧力がま ・乗車用ヘルメット ・登山用ロープ	

※最新情報は経済産業省ウェブサイト等で確認してください。



一般財団法人 製品安全協会

〒110-0012

東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2階

TEL:03-5808-3300 (代表) FAX:03-5808-3305

E-mail:mail@sg-mark.org http://www.sg-mark.org

■ 管理グループ TEL:03-5808-3301

■ 業務グループ TEL:03-5808-3302

■ 消費生活用製品PLセンター TEL:03-5808-3303



詳細はウェブサイトでご覧ください。

消費生活用製品の安全性に関することは
ご遠慮なく当協会までご連絡ください。